

大田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第49号

大田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則（平成17年大田市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号を次のように改める。

（8） 庁舎その他市の直営施設の管理に必要な機器及び設備の借りに係る契約

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。